

第6期河合町障がい福祉計画

第2期河合町障がい児福祉計画

令和3年3月

河 合 町

目次

第1部 総論

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景	1
2 計画の位置付け	2
3 上位計画との関わり	3
4 計画の期間	3
5 本計画の対象	3
6 第6期障がい福祉計画及び、第2期障がい児福祉計画について	4
第2章 障がいのある人を取り巻く現状	6
1 障がいのある人の数の推移	6
2 アンケート結果からみた本町の課題	10

第2部 第6期河合町障がい福祉計画 第2期河合町障がい児福祉計画

第1章 第6期河合町障がい福祉計画	14
1 計画の成果目標の達成状況について	14
2 計画の目標値設定と目標達成に向けた施策の推進	17
3 障害福祉サービス等の実績と見込量	24
第2章 第2期河合町障がい児福祉計画	38
1 計画の成果目標の達成状況について	38
2 計画の目標値設定と目標達成に向けた施策の推進	40
3 障がい児支援サービスの実績と見込量	42

第3部 計画の推進体制

第1章 計画の進行管理	44
第2章 計画の推進体制の充実	44
1 権利擁護体制の整備	44
2 相談体制の確立	45
3 西和7町障害者等支援協議会との連携	45
4 認定審査会の設置	46
5 計画の推進体制	46

資料編

河合町障害福祉計画等策定委員会設置要綱	47
河合町障害福祉計画等策定委員会名簿	49

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景

平成28年6月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」）及び児童福祉法の一部を改正する法律」が公布され、平成30年4月から施行されることとなりました。この法律では障がい者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障がい者による介護サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障がい者（児）支援ニーズの多用化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備を行うことを目的としています。

本町では、平成30年度より第4次河合町障害者基本計画、第5期河合町障害福祉計画、及び第1期河合町障害児福祉計画を策定し、障がい者施策の総合的な推進を図ってきました。

このたび、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的指針（以下、「国の基本指針」）」が告示され、市町村が令和2年度から5年度までの障がい福祉計画を策定するにあたり即すべき事項が示されました。

このことを踏まえ、本町の第6期河合町障がい福祉計画、及び第2期河合町障がい児福祉計画を策定するものです。

「障がい者制度の動向」

「障害者基本法」の改正（H23. 8. 5施行）
<ul style="list-style-type: none">● 推進会議の第二次意見に基づき改正案を策定● 差別の禁止、教育・選挙における配慮等を規定
「障害者総合支援法」の制定（H25. 4施行）
<ul style="list-style-type: none">● 社会モデルに基づく理念の具体化● CHとGHの統合、重度訪問介護の範囲拡大、難病患者への支援など● 地域生活支援事業の追加
「障害者差別解消法」（H25. 6月成立、H28. 4月施行）
<ul style="list-style-type: none">● 地方自治体等における差別的取り扱いの禁止● 地方自治体等における合意的配慮の不提供の禁止（民間事業者は努力義務）● 差別解消に向けた取組に関する要領を策定（地方自治体は努力義務）
「障害者権利条約」の批准（H26. 1月）
<ul style="list-style-type: none">● H19年に署名後、基本法改正、差別解消法制定等の国内法制度の整備に取り組んできた

「難病医療法」(H26.5月成立、H27.1月施行)
<ul style="list-style-type: none"> ●難病の患者に対する医療費助成を法定化し、その対象を拡大 ●相談、福祉サービス、就労や社会参加への支援も充実する
「障害者雇用促進法」改正(H25.6月成立、H28.4月施行)
<ul style="list-style-type: none"> ●雇用の分野における障がい者を理由とする差別的な取扱いを禁止 ●法定雇用率算定に精神障がい者を加える(平成30年4月1日から施行)
「成年後見制度利用促進法」(H28.5.13施行)
<ul style="list-style-type: none"> ●成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進
「発達障害者支援法」改正(H28.5月成立、H28.8月施行)
<ul style="list-style-type: none"> ●障がいの定義と発達障害への理解の促進 ●発達障害者支援地域協議会の設置
「ニッポン一億総活躍プラン」(H28.6.2閣議決定)
<ul style="list-style-type: none"> ●障がい者、難病患者、がん患者等の活躍支援 ●地域共生社会の実現
「障害者総合支援法及び児童福祉法」の改正(H30.4.1施行)
<ul style="list-style-type: none"> ●自立生活援助の創設・就労定着支援の創設 ●高齢障がい者の介護保険サービスの円滑な利用 ●障がい児のサービス提供体制の計画的な構築(障害児福祉計画の策定) ●医療的ケアを要する障がい児に対する支援
「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」(H30.6.13施行)
<ul style="list-style-type: none"> ●障がいのある人による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進
「読書バリアフリー法」(R1.6.28施行)
<ul style="list-style-type: none"> ●視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進
「改正障害者雇用促進法」(R2.4.1施行)
<ul style="list-style-type: none"> ●障がい者の活躍の場の拡大と障がい者の雇用の促進 ●事業主に対して短時間労働以外の労働が困難な状況にある障がい者の雇入れ及び継続雇用の支援

2 計画の位置づけ

(1) 第6期河合町障がい福祉計画

障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障がい福祉計画」として策定する。
この計画は、障害福祉サービス等の提供体制の確保のため、国の基本指針に則したものとします。

(2) 第2期河合町障がい児福祉計画

児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障がい児福祉計画」として策定する。
この計画は、国の基本指針に則したものとします。

3 上位計画との関わり

河合町障がい者基本計画

「河合町障がい者基本計画」は「障害者基本法」第11条第3項の規定に基づく市町村障害者基本計画であり、本町が進めていく障がい施策全般の基本的な計画に位置づけられたものです。「河合町障がい福祉計画」と「河合町障がい児福祉計画」との関わりは以下のとおりです。

ア) 第6期障がい福祉計画

河合町障害者基本計画を推進するための実施計画として、特に「障害福祉サービス」に係る目標値を中心にまとめています。

イ) 第2期障がい児福祉計画

河合町障がい者基本計画を推進するための実施計画として、特に「障害児通所支援等」に係る目標値を中心にまとめています。

4 計画の期間

第6期障がい福祉計画、第2期障がい児福祉計画は、令和3年度から令和5年度までの3カ年計画とします。

	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
障がい者基本計画	第3次	第4次					
障がい福祉計画	第4期	第5期			第6期		
障がい児福祉計画		第1期			第2期		

5 本計画の対象

本計画における「障がい者」の定義は、障害者基本法第2条で定められる、身体障がい、知的障がい、精神障がいその他の心身の機能障がいがあるため継続的に日常生活、または社会生活に相当な制限を受けている人を総称することとします。また、発達障害者支援法に規定される自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性の発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい等のいわゆる発達障がいのある人や高次脳機能障がいのある人、難病の人についても本計画の対象者とします。

6 第6期障がい福祉計画及び、第2期障がい児福祉計画について

第6期障がい福祉計画及び、第2期障がい児福祉計画では、それぞれの前期計画（平成30年度から令和2年度）にかかる各年度のサービス量の見込み量の達成状況を点検・評価し、その結果を踏まえて内容を見直し、国の基本指針に基づき令和3年度から令和5年度の計画を定めるものです。

【計画推進にあたっての基本指針】

① 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

障がいのある人もない人も共に生きる共生社会を実現するため、障がい者が住みたい場所で、必要とする障害福祉サービス等の支援を受けながら自立と社会参加ができるよう、自己決定・選択を尊重し、その意思決定の支援に配慮します。

② 障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施

障がい者等が障がいの種別によらず、一元的に地域で障害福祉サービスを受けることができるようサービス提供体制の整備を検討していきます。

③ 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者等の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労の支援等といった課題に対応するために地域の社会資源を最大限に活用しながら、障がい者等の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の整備を進めます。

④ 地域共生社会の実現に向けた取組

障がいの有無にかかわらず、地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合う、誰もが相互に人格と個性を尊重し、支えあう地域共生社会の実現に向けた社会づくりを推進します。

- ①地域の様々な相談を受け止め、自ら対応又はつなぐ機能、多機関協働の中核の機能及び継続的につながり続ける伴走支援を中心的に担う機能を備えた相談支援体制
- ② 相談支援と一体的に行う、就労支援、居住支援など、多様な社会参加に向けた支援

⑤ 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児の健やかな育成を支援するために、身近な地域で支援できるように、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図り、またライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い

一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。さらに、障がい児が障がい児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるというインクルージョンの考え方にに基づき、地域社会への参加を推進します。

⑥ 障がい福祉人材の確保

障がい者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障がい福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材を確保していくことです。そのために、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携に取り組んでいきます。

⑦ 障がい者の社会参加を支える取組

障がい者が文化芸術を楽しみ、発表等の様々な活動に参加する機会の確保等を通じて、障がい者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。

また読書を通じて文字・活字文化の恵みを受けることができるよう、読書環境の整備を進めます。

～「障がい」の考え方について～

平成 23 年の改正障害者基本法において、「障がい者」の定義は、「身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がいがある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」とされました。

「障がい」とは本人の心身の状態に起因するものと定義（医学モデル）されていましたが、改正後は社会のさまざまな障壁が、障がいのある人の生きづらさ、暮らしぶらさを生みだしているという考え方（社会モデル）の視点に変わりました。

なお、本計画では、原則として「障害」を「障がい」表記することとします。ただし、法令・条例や制度の名称、施設・法人、団体などの固有名詞が「障害」となっている場合や、文章の流れから「障害」と表記した方が適切な場合などについては、「障害」と表記します。

第2章 障がいのある人を取り巻く現状

1 障がいのある人の数の推移

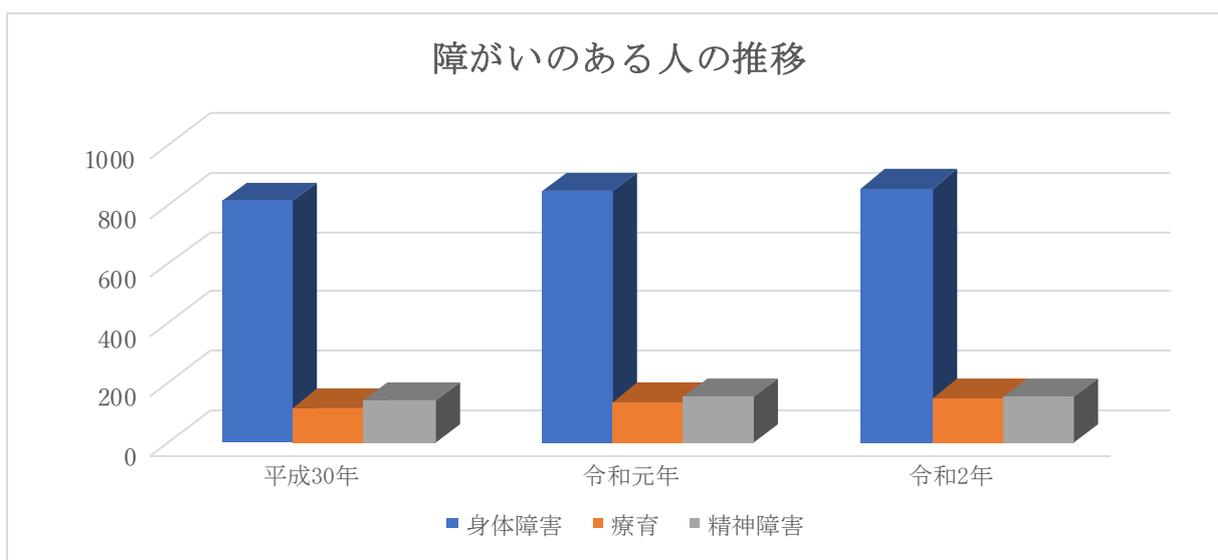
河合町における障がいのある人について、近年の手帳所持者数で見ると、身体障がいのある人は増加傾向にあり、令和2年6月現在856人となっています。知的障がいのある人は149人、精神障がいのある人は155人となり年々増加しております。過去3年間で身体が29.5%の増、療育で2.6%の増、精神で11.5%の増となっております。

本町の総人口に占める割合は、身体で4.5%~4.8%、知的で0.8%、精神で0.7~0.8%で推移しております。取得割合は人口の減少により多少影響ありますが、手帳の取得される方は年々増えております。

■河合町における手帳所持者数の推移

(単位：人・%)

年度	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和2年度(奈良県)	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
身体障がい者手帳	811	4.5%	844	4.7%	856	4.8%	64,341	4.9%
療育手帳	150	0.8%	149	0.8%	154	0.8%	13,132	1%
精神障がい者手帳	139	0.7%	154	0.8%	155	0.8%	13,219	1%
合計	1,100	6.2%	1,147	6.5%	1,165	6.6%	90,692	6.8%
人口	17,846		17,735		17,682		1,324,985	



資料：各年度3月末（令和2年度は6月末）

① 身体障がいのある人

河合町における身体障害者手帳所持者数は、18歳未満では平成30年の10人から令和2年は6人と減少しております。18歳以上は平成30年の801人から増加し、令和5年に856人となっています。手帳の等級別では、1・2級が40.6%（令和2年度）占めておりその割合は年々増えております。障がいの種類では内部障害である直腸機能が近年増加傾向にあります。

◆身体障害者手帳所持者数(18歳未満・18歳以上)の推移

(単位：人・%)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
身体障がい者・児	811	844	856
18歳以上	801	837	850
18歳未満	10	7	6
障がい者全体に占める割合	73.8%	73.6%	73.5%

◆身体障がい者数の等級別内訳

(単位：人)

	平成30年度	令和元年度	平成2年度
1級	226	239	246
2級	90	97	102
3級	160	158	153
4級	246	259	257
5級	43	41	44
6級	46	50	54

◆障がいの種類の推移

(単位：人)

分類		平成30年度	令和元年度	令和2年度
視覚	視覚障がい	38	44	46
聴覚	聴覚障がい	62	67	68
平衡	平衡機能	-	-	-
音声	音声言語	16	16	17
肢体	肢体不自由	434	439	435
内部 機能	心臓機能	145	153	158
	じん臓機能	50	48	53
	呼吸器機能	16	17	15
	直腸機能	47	56	60
	小腸機能	1	1	1
	免疫機能	1	2	2
	肝臓機能	1	1	1

② 知的障がいのある人

河合町における知的障がい者数を療育手帳の所持者数で見ると、18歳未満の所持者がわずかに減少しており令和2年で42人となっています。18歳以上は増加しており、令和2年に112人となっています。全体として横ばいであり、平成30年の150人から、令和2年には1.02倍の154人となっています。

◆療育手帳所持者数(18歳未満・18歳以上)の推移 (単位：人・%)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
知的障がい者・児	150	149	154
18歳以上	106	111	112
18歳未満	44	38	42
障がい者全体に占める割合	13.6%	13.0%	13.2%

◆療育手帳の等級別数 (単位：人)

	平成30年度	令和元年度	平成2年度
A級	68	67	68
B級	82	82	86

③ 精神障がいのある人

精神障害者保健福祉手帳の所持者数について、令和2年に155人となりました。1・2級の所持者が増加しており、令和2年には120人となっています。全体としては増加傾向であり、平成30年の139人から、令和2年には1.11倍の155人となっています。

◆精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移 (単位：人・%)

	平成30年度	令和元年度	平成2年度
精神障がい者・児	139	154	155
障がい者全体に占める割合	12.6%	13.4%	13.3%

◆精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移 (単位：人)

	平成30年度	令和元年度	平成2年度
1級	18	20	24
2級	81	95	96
3級	40	39	35

河合町における自立支援医療の認定者は、年々増加傾向にあり令和2年9月現在234人となっております。

◆自立支援医療費(精神通院医療)認定者の推移 (単位：人)

	平成30年度	令和元年度	平成2年度
精神通院医療対象者	210	222	234

④ 難病患者

難病については、本町の患者数は下表のような状況となっています。

■指定難病特定医療受給認定者数（令和2年3月末現在） （単位：人）

パーキンソン病	25
潰瘍性大腸炎	23
特発性大腿骨頭壊死症	8
全身性エリテマトーデス	8
重症筋無力症	8
IgA腎症	7
クローン病	6
後縦靭帯骨化症	6
原発性胆汁性胆管炎	5
網膜色素変性症	5
特発性拡張型心筋症	5
特発性血小板減少性紫斑病	4
脊髄小脳変性症（多系統萎縮症を除く）	4
慢性血栓塞栓性肺高血圧症	3
特発性間質性肺炎	3
サルコイドーシス	3
下垂体前葉機能低下症	3
下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	3
肥大型心筋症	3
ベーチェット病	3
全身性強皮症	3
皮膚筋炎/多発性筋炎	3
顕微鏡的多発血管炎	3
もやもや病	3
多系統萎縮症	3
多発性硬化症/視神経脊髄炎	3
進行性核上性麻痺	3
筋萎縮性側索硬化症	3
その他	23
計	182

2 アンケート結果からみた本町の課題

【調査目的】

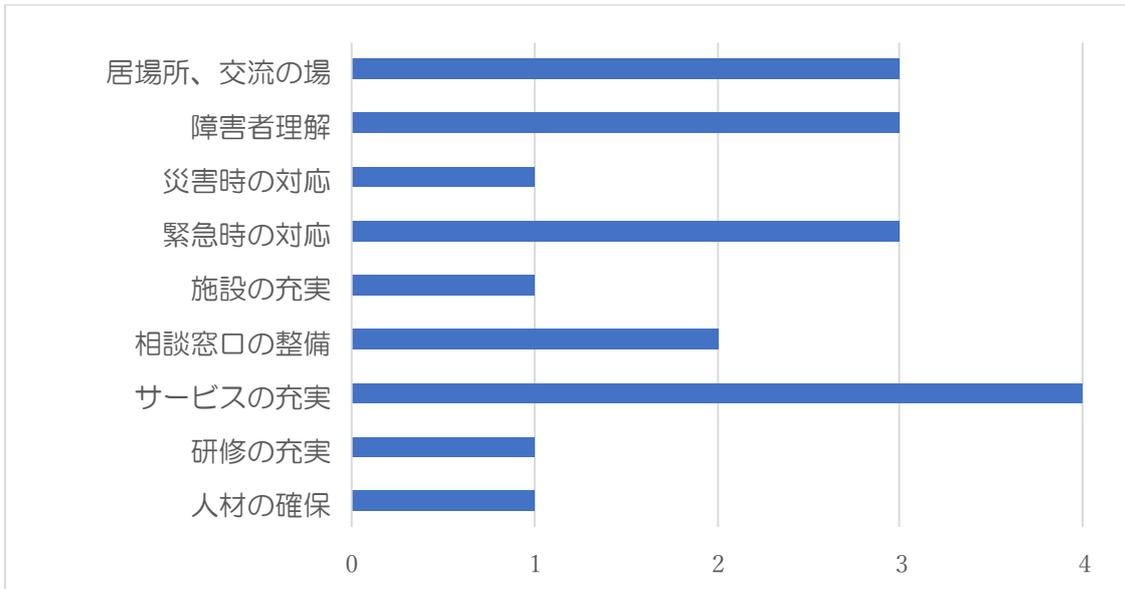
河合町内にある障害サービス事業所、関係団体から見た障害福祉サービスの現状の課題についてアンケートを実施しました。いただいたご意見については、本計画の策定のための参考資料として、また、今後河合町が障がい施策を進める際の参考として活用します。

【調査実施要項】

調査対象	配布数
河合町内にある障がい者サービス施設、各障がい者団体	16事業者・4団体

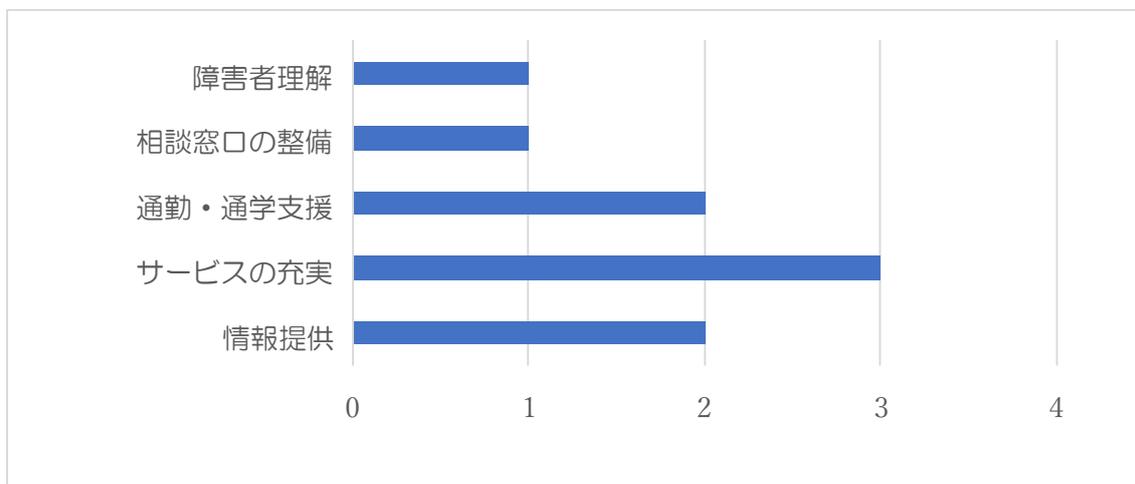
【アンケート集計】

① 地域での自立した生活を送るためにはどのような支援・サービスが必要とされますか？



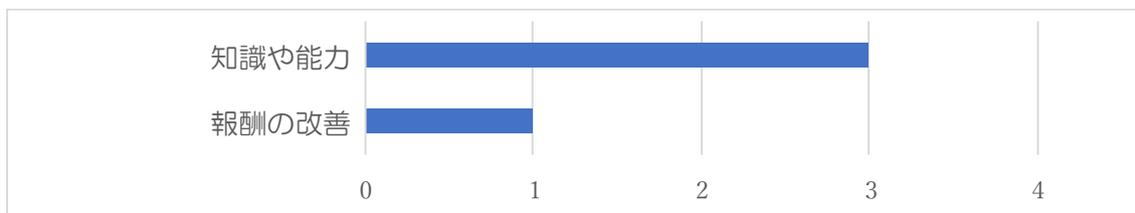
一番必要とされているのは、日常必要とされているサービスの充実でした。障がいの特性は個々様々であり現状のサービスだけでは対応が難しいこともあり、支援する側の日頃のスキンシップや関係性の構築が必要との意見がありました。また、障がい者が主体性をもって地域で暮らしていくには、サービス以外にも周囲の人々の障がいへの理解（啓発教育の推進）・地域での居場所・相談窓口の整備（早期の相談支援体制の構築、専門職の充実）・連携、ネットワークの起点となるセンターの設置が必要との意見がありました。

② 就学や就労を希望する障がい者についてどのような支援・サービスが必要と思われますか



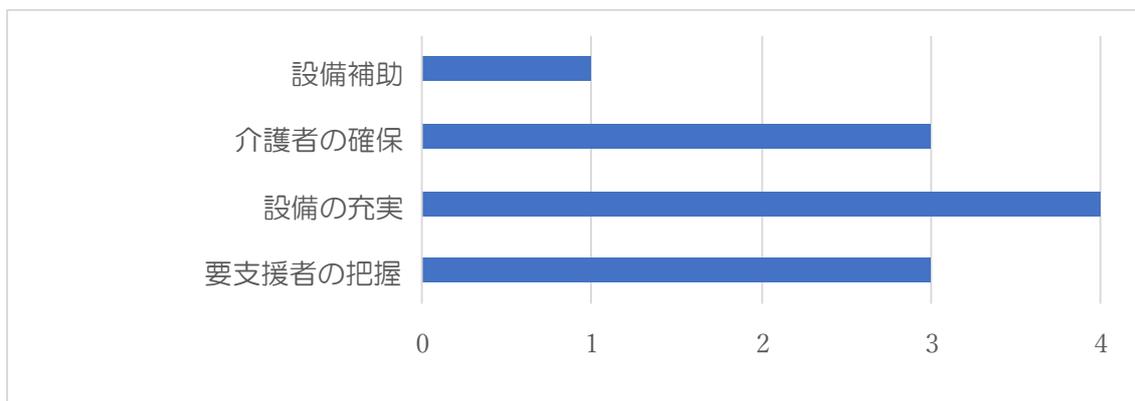
就労支援については、就労後のケアを心配される意見がありました。そういった場合には、就労定着支援等のサービスを利用していただいたり、「障がい者就業・生活支援センター」や「奈良県障がい者職業センター」等の相談窓口を利用していただけるよう情報提供をしっかりと伝えていきます。

③ 介助者についてどのような課題・問題点がありますか？



介助者として障がいへの知識やサービス提供の能力の向上が必要という意見が多くありました。介助者には県の研修等に参加していただきスキルの向上を図っていただけたらと思います。またろう者の方は、介助を受ける側としては手話のできる方に介助してもらいたいとの意見がありました。報酬の改善については、毎年見直しがされており少しずつですが改善されております。

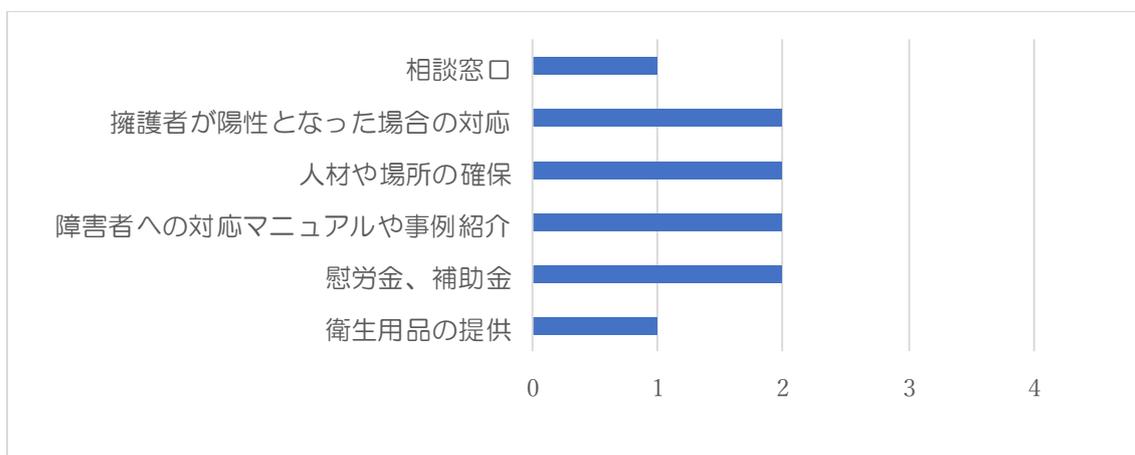
④ 地震や災害時の対応についてどのような支援や準備が必要と思いますか？



災害時の避難場所の確保はもちろんのこと、災害後の障がい者への対応設備や支援者の確保が必要との意見が多くありました。ろう者等の聴覚に障がいのある方の災害時の情報確保について、目で見える形での情報提供体制や手話通訳者の確保等の体制が必要との意見がありました。

また、災害時には障がい者だけでなく支援者も被災者となる。日頃から他県から応援を受けられる様、ネットワークを作っておくことが必要と感じるとの意見がありました。

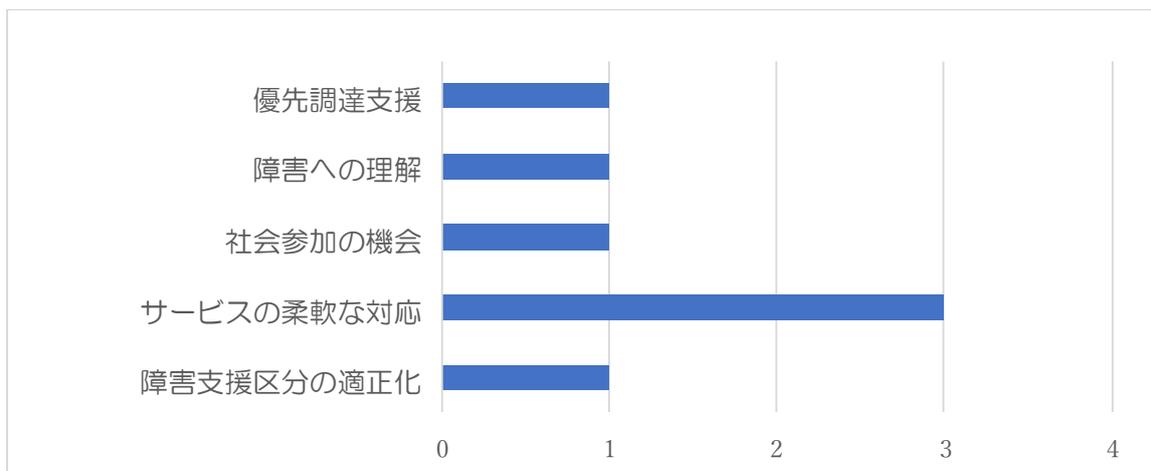
⑤ 新型コロナウイルス感染症対策で困ったことや希望する支援策等がありますか？



養護者がコロナの陽性となった場合の対応を不安視されている意見が多くありました。コロナ感染症の対応方法は奈良県のホームページに公表されております。西和7町の事業者にも養護者がコロナ感染した場合の障がい者の受け入れの可否や、協力依頼のアンケート調査を実施しており対応を協議しています。

また感染症対策として必要な衛生用品の希望については、マスクやゴム手袋等の配布を実施しました。

⑥ その他の意見



こんなご意見がありました。

- 就労継続支援事業者への仕事の提供をお願いします。
- 通勤・通学の支援があれば良いと思う。
- 障がい者が社会参加する環境を整えてほしい。例えばボランティア活動に参加できるような仕組みや、これらの人を支える人材の育成が必要
- 人手不足解消のために福祉従事者の待遇が上がる取り組み。福祉の仕事の良さをアピールする機会や人材と企業とのマッチングができるサービスを作っていきたい。
- 就労施設や療養施設等の重要性、支援目的をさらにアピールと理解を求めていきたい。
- サービス提供を15分単位でのケアが行えるようにお願いします。
- 優先調達法の積極的な活用をお願いします。

第1章 第6期障がい福祉計画

1 第5期障がい福祉計画の成果目標の達成状況

第5期障がい福祉計画の達成状況は次のとおりです。

① 福祉施設入所利用者の地域生活への移行の促進

【国の5期指針】

○施設入所者の地域移行：平成28年度末時点の施設入所者の9%以上を地域生活へ移行

項目	第5期実績値	考え方
平成28年度末時点の入所者数(A)	16	平成28年度末時点の入所者
目標年度入所者数(B)	16 (15)	令和2年度末時点の入所者数の実績
【実績値】 地域生活移行人数(C)	1 (2)	平成28年度末時点からの施設入所から地域生活への移行
	6.25% (12.5%)	移行割合(C/A)
【実績値】 削減率	0 (1)	平成28年度末時点から令和2年度末までの施設入所者の削減数(A-B)
	0%	削減割合(A-B/A)

※ () は第5期計画の目標値

(成果目標の達成状況)

令和元年度末現在、地域移行支援を利用した人は1名(移行割合6.25%)となっております。5期計画の目標数は2名(移行割合12.5%)となっております、目標が未達成となりました。

令和2年度末までに施設から地域へ移行した方が1名います。しかし施設へ新たに入所をされた方が1名いますので、施設入所者数は変わらず16名となっております。5期計画では1名減の15名が目標値となっておりますが、令和2年度末で増減なしの16名となり目標が未達成となりました。

② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【国の5期指針】

○協議の場の設置：市町村ごとに協議会やその専門部会など保健・医療・福祉関係者による協議の場を令和2年度末までに各市町又は各圏域に少なくとも1つ整備

項目	第5期実績値	考え方
整備箇所数	設置済	令和2年度末までに西和7町圏域において1箇所整備

(成果目標の達成状況)

西和7町共同で令和2年度末までの圏域設置にむけて協議を進めました。西和7町障害者等支援協議会の専門部会で、保健・医療・福祉関係者が参画する「暮らし部会」の構成員に協力を要請し、介護部門の行政職員や関係機関の参画も見据え、新たな協議の場を設置し、精神障がいに係る関係機関のネットワークの強化を図りました。

③ 地域生活支援拠点等の整備

【国の5期指針】

○障がい者の地域生活を支援する拠点等を各市町村または各圏域に少なくとも1つを整備

項目	第5期実績値	考え方
整備箇所数	未設置	令和2年度末までに西和7町圏域において1箇所整備

(成果目標の達成状況)

広域で体制が整備できるよう西和7町で地域生活支援拠点の話し合い・検討を行いました。特に5期計画では、①緊急時の受入先の確保②グループホームや一人暮らし体験機会の場の提供については優先事項として、西和7町広域で実施できるよう各施設へ働きかけ等を実施しました。また西和7町と関係機関とでワーキングチームを立ち上げ、先進地である他市町村や、養護老人ホーム「三室園」への視察を行い、適宜西和7町で報告・意見交換を実施しましたが、令和2年度までの設置にはいたりませんでした。

④ 福祉施設から一般就労への移行の促進

【国の5期指針】

- 福祉施設から一般就労への移行：平成28年度実績の1.5倍以上
- 就労移行支援利用者数の増加：平成28年度末の実績から2割以上増加

ア) 福祉施設から一般就労への移行

項目	数値	備考
平成28年度末時点の年間移行者数	0	平成28年度の実績
【実績値】令和2年度末時点の年間移行者数	1	(目標) 平成28年度実績の1.5倍以上

イ) 就労移行支援利用者数の増加

項目	数値	備考
平成28年度末時点の利用者数	1	平成28年度の実績
【実績値】令和2年度末時点の利用者数	4	平成28年度末の実績から2割以上増加

(成果目標の達成状況)

福祉施設から一般就労に向けて平成30年度からサービス提供を開始した就労定着支援を1名利用しました。

就労移行支援の利用については、令和2年度現在で4名の利用があり、目標の2割以上の増加を達成しました。

2 第6期障がい福祉計画の目標値設定と目標達成に向けた施策の推進

第6期障がい福祉計画では、障害福祉サービス、相談支援事業及び地域生活支援事業の提供体制を確保するため、第5期計画での実績や本町の実績を踏まえて成果目標を設定し取組を推進します。

① 福祉施設の入所者の地域生活への移行（継続）

地域生活への移行を進める観点から、令和元年度末時点における施設入所者のうち、今後自立訓練等を利用して令和5年度末までにグループホームや地域生活へ移行する者の数値目標を設定します。

<p>国の第6期指針</p> <p>◎施設入所者の地域移行：令和元年度末時点の入所者の6%以上を地域生活へ移行</p> <p>◎施設入所者数の削減：令和元年度末時点の施設入所者の1.6%を削減</p>

【第6期目標】

項目	数値	考え方
令和元年度末時点入所者数 (A)	17	令和元年度末時点の入所者数
目標年度入所者数 (B)	16	令和5年度末時点の入所数の見込み
【目標値】 地域生活移行人数 (C)	2	令和2年度末時点からの施設入所から地域生活への見込み
	11.7%	移行割合 (C/A)
【目標値】 削減見込み (率)	1	令和2年度末時点から令和5年度末までの施設入所者の削減数
	5.9%	削減割合 (A-B/A)

【確保のための方策】

地域移行を進めていくには、地域で生活する場所（例えばグループホーム等）の確保が必要となります。地域に移行するためには、本人の意思はもちろんのこと本人を支える家族の理解・協力が必要です。今後も本人や家族の意向に寄り添いながら、地域生活へ移行するための準備や、各種相談といったサービス提供（地域移行支援）の体制を整えてまいります。

また地域生活への移行には、受け止める側の地域社会の理解が欠かせないものであることから、障がい者の理解促進・啓発を行ってまいります。

② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築（継続）

精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるには、差別や偏見のないあらゆる人が共生できる社会の実現が必要です。地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるように、医療、障がい福祉、介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された精神障がいに対応する地域包括ケアシステムの構築をすすめていきます。

国の第6期指針

- ① 市町村または圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置
- ② 精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数を316日以上と基本とする。
- ③ 精神病床における早期退院率の上昇。
 - ・入院後3か月時点の退院率については、69%以上とする。
 - ・入院後6か月時点の退院率については、86%以上とする。
 - ・入院後1年時点の退院率については、92%以上とする。

【第6期目標】

項目	体制	令和5年度目標
保健、医療、福祉関係者による協議の場	設置済	関係機関のネットワーク体制の強化

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催	開催回数 (圏域で実施)	年1回以上	年1回以上	年1回以上
	関係者参加人数	12人	12人	12人
	年間目標設定及び評価の実施回数 (圏域で実施)	年1回以上	年1回以上	年1回以上
精神障がい者の地域移行支援利用者数		1人	1人	1人

精神障がい者の地域定着支援の利用者数	1人	1人	1人
精神障がい者の共同生活援助の利用者数	3人	4人	5人
精神障がい者の自立生活援助の利用者数	1人	1人	1人

【確保のための方策】

西和7町圏域で、精神障がい（発達障がい含む）に対応した地域包括ケアシステムを構築し、各関係者が集まり保健、医療、介護、障がい福祉関係者による協議の場を年1回以上開催し、入院患者の地域移行や、退院後の地域におけるネットワーク提供の体制の確保について協議を進めていきます。協議の場で様々な事例検討や意見交換を行い関係機関とのネットワーク体制の強化に努めます。

【課題】

精神科等の医療機関に入院している者の退院を希望しない理由のひとつとして、退院後の居住や一人暮らしや家事への自信のなさ等があげられています。また精神科医療機関における退院支援では、居住の場の検討や居住先の確保が困難な課題の一つとなっています。退院支援対象者の把握について、保健、医療、福祉関係者による協議の場で関係性を構築し、病院スタッフと連携をとりながら地域移行支援等の障がいサービスを利用しやすい体制作りが必要です。

本人または支援者である家族を支えるための相談ができる体制や、関係機関が連携し訪問支援等のアウトリーチが出来る体制作りが必要。精神障がいは家族だけの支援で解決出来る問題ではなく、誰もが発症する可能性がある障がいであることを理解し、社会全体で支える体制作りが必要。早期相談支援体制等の構築により早期発見、早期支援、重度化予防に努める必要があります。

③ 地域生活支援拠点等の整備（継続）

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域が抱える課題に向き合い、地域で障がい者やその家族が安心して生活するためには、緊急時すぐに相談ができ必要に応じて緊急的な対応が図られる体制として、地域生活支援拠点等の積極的な整備を推進していく必要があります。令和5年度末までに各市町村、または各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保し、その機能の充実のため年4回以上運用状況を検証、検討することを基本とします。

【第6期目標】

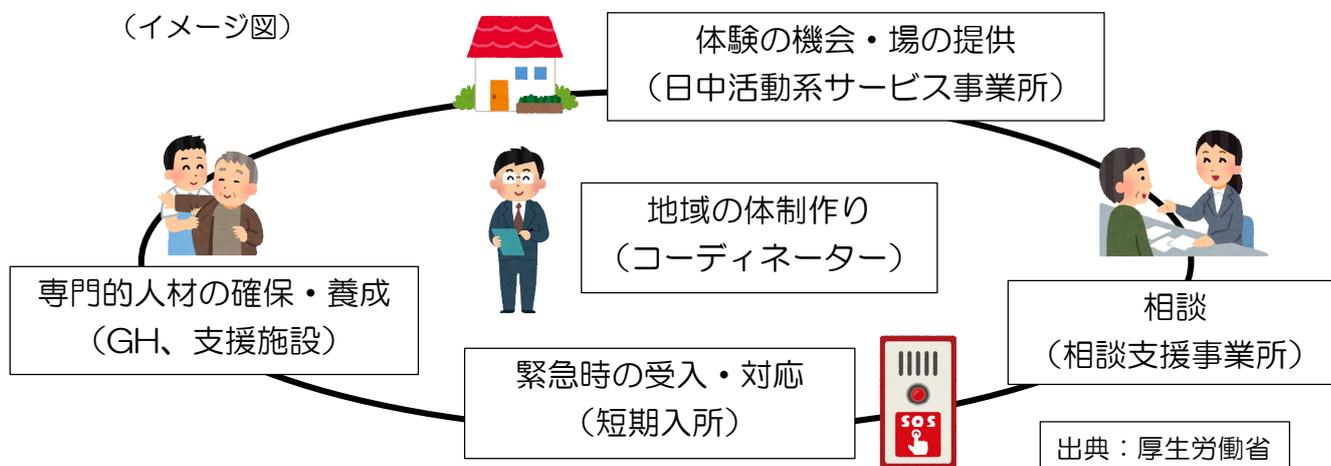
項目	第6期目標	内容
整備箇所数	1	令和5年度末までに西和7町圏域において1か所整備

【確保のための方策】

令和5年度末までの間、西和圏域に1箇所の地域生活支援拠点等を確保するよう検討してまいります。設置に向けての課題は、地域において対応できる「社会資源の不足」や「整備・運営にかかる財源の確保等」があります。5期計画では、ニーズが多かった「緊急時の受入先の確保」と「グループホームや一人暮らし体験の機会の場の提供」について優先事項として取組みました。引き続き地域生活支援拠点を西和7町の広域で設置ができるよう協議し、地域生活支援拠点で担い手の育成や、体験の場の提供、緊急時の受入先の確保や対応といった地域の体制作りと、地域生活への移行等に関する相談支援機能の充実について検討します。

地域生活支援拠点とは、障がい者の重度化高齢化や「親なき後」を見据えた住居支援のための機能をもつ場所や体制のことです。居住支援のための主な機能は、①相談、②緊急時の受入・対応、③体験の機会・場の提供、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制作りの5つを柱としています。

(イメージ図)



④ 福祉施設から一般就労への移行等（継続）

就労系サービスは、平成30年度の障害福祉サービス等報酬改定により工賃・賃金の向上に取り組んでおり、障がい者が安心して一般就労できる環境作りをより一層促進していきます。福祉施設から一般就労への移行等に係る国の基本指針を踏まえ、以下の項目を目標として設定します。

【第6期目標】

ア) 福祉施設から一般就労への移行（継続）

項目	第6期目標	備考
令和2年度末時点の年間移行者数	1	令和2年度の移行実績
令和5年度末時点の年間移行者数	2	令和2年度実績の1.27倍

イ) 就労移行支援事業利用者数の増加（継続）

項目	第6期目標	備考
令和2年度末時点の年間移行者数	4	令和2年度の移行実績
令和5年度末時点の年間移行者数	6	令和2年度実績の1.3倍

ウ) 就労継続支援A・Bから一般就労への移行（新規）

項目	第6期目標	備考
令和2年度末時点の年間移行者数	0	
令和5年度末時点の年間移行者数（就労Aから）	2	令和2年度実績のA型1.26倍
令和5年度末時点の年間移行者数（就労Bから）	2	令和2年度実績のB型1.23倍

エ) 就労定着支援事業の利用者数（新規）

項目	第6期目標	備考
就労定着支援事業利用者	—	就労移行支援事業等を通じて一般就労へ移行した人の7割以上が就労定着支援を利用することを旨とする。本町では実施事業所がないため目標の設定はしません。

今後も利用者の意思を尊重し、関係機関と連携しながら就労系サービスにつなぐ支援やサービス提供体制を確保してまいります。

⑤ 相談支援体制の充実・強化等（新規）

国の指針では、令和5年度末までに各市町村または各圏域において、相談支援体制の充実強化に向けた取組の実施体制を確保することとなっております。

計画相談支援については、原則障害福祉サービスを利用する方はサービス等利用計画（プラン）を立てることとなっており、プランを立てる事業所及び事業従事者は増えつつありますが、相談支援体制の充実・強化の中核となる基幹センターの設置においては39%の市町村にのみ留まっております。

市町村または圏域において、事業所の体制を援助するなどの更なる相談支援体制の充実・強化を推進するための実施体制を確保していきます。

【第6期目標】

項目	第6期目標
相談支援体制の充実・強化に向けた取組の実施体制	令和5年度末までに相談支援体制の充実・強化

【第6期活動指標】

項目	第6期指標	内容
相談支援事業所への訪問等による指導・助言	年1回	令和5年度末までに西和7町圏域において相談支援事業所への訪問等による指導・助言を実施
相談支援事業者の人材育成	年2回	令和5年度末までに西和7町圏域において相談支援事業者の人材育成を実施
相談機関との連携強化の取組と実施回数	年2回	相談支援定例会の開催数

【確保のための方策】

令和5年度末までに西和7町圏域において、総合的・専門的な相談支援業務を実施するよう努めます。委託相談支援事業所と協働し、地域の相談支援専門員に対して専門な指導、勉強会の実施や、情報共有の場を確保し、相談支援事業体制の連携・強化に努めます。

⑥ 障害福祉サービス等の質の向上（新規）

（国の方針）

項目	第6期目標
障害サービス等の質の向上を図るための取組に関わる体制の構築	令和5年度末までに都道府県、市町村において障害サービス等の質の向上を図るための体制を構築する。

【第6期目標】

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修、その他の研修への市町村職員の参加人数	1人	1人	1人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有する体制の有無及びその実施回数	有	有	有
	4回	4回	4回

【確保のための方策】

障がいのある方が、安心して希望したサービスを受けることができるよう、サービスの充実を図ってまいります。県が実施する障害福祉サービスの研修に職員が参加して障がいの理解を深め、多様化している利用者のニーズを把握しサービスを利用した方の満足度を高めるようサービスの質の向上を目指します。

また、毎月の請求時の過誤請求を無くすことで事業者の事務負担の軽減に繋がることから、障害者自立支援審査支払システムの審査結果をサービス提供事業所と共有していきます。

3 障害福祉サービス等の実績と見込量

第6期計画における障害福祉サービス等の目標量について、過去の利用実績と本町の障がい者が希望する地域生活を支えるサービス量を踏まえて見込量を設定します。ただし、実績における令和2年度の数値は見込みとします。

1) 障害福祉サービス

① 訪問系サービス

区 分	内 容
居宅介護	障がいのある人の家庭にホームヘルパーを派遣し、入浴、排せつ、食事などの身体介護や洗濯・掃除などの家事援助を行うサービス。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を要する人（区分4以上）に対して、家庭にヘルパーを派遣し介護から外出時の移動支援までを行う総合的なサービス。
同行援護	重度の視覚障がいにより移動が困難な人の外出時に同行し、移動に必要な情報提供や外出する際の必要な援護を行うサービス。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより常時介護を要する人に、行動の際に生じ得る危険を回避するため、必要な援護や外出時における移動中の介護等を支援するサービス。
重度障害者等包括支援	介護の必要性が著しく高く、意思疎通が著しく困難な人（区分6）に居宅介護等のサービスを包括的に提供するサービス。

訪問系サービスは、ホームヘルパー等が障がい者等の居宅を訪問して介護や家事援助等の必要な援助を行うものです。具体的なサービスとして、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援があります。

サービス利用時間について、居宅介護は多少減少に推移しております。一方、同行援護及び行動援護においては利用が増加傾向にあります。

利用者数は、居宅介護において横ばい傾向にあります。一方、行動援護においては増加傾向にあります。

【必要な量の見込み（1月当り）】

		第5期（実績）			第6期（見込み）		
サービス種別	単位	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
居宅介護	人	31	30	31	32	32	32
	時間	612	537	568	568	556	562
重度訪問介護	人	0	0	1	1	1	1
	時間	0	0	60	60	60	60
同行援護	人	2	2	2	2	2	2
	時間	4	22	20	20	20	20
行動援護	人	4	6	6	7	8	9
	時間	77	99	107	112	118	124
重度障害者等 包括支援	人	0	0	0	0	0	0
	時間	0	0	0	0	0	0

【算出方法】

それぞれのサービス別の利用実績より一人当りの平均利用時間を求めるとともに、障がい者のサービス利用の推移から今後の利用人数を予測して算出

【確保方策】

福祉施設入所者の地域生活への移行が進むなかで、今後、訪問系サービスは全国的に需要の増加が見込まれますが、本町では対象者が少ないため大幅な増加は見込めないと予測されます。現在の事業所に継続して事業を展開してもらうことで、今後もサービス提供体制の確保を図ります。

② 日中活動系サービス

区 分	内 容
生活介護	常時介護が必要であり、障がい程度区分3以上（50歳以上は区分が2以上）のある人に対して、主として日中に障がい者支援施設等で行われる入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動又は生産活動の機会の提供等を行うサービス。
自立訓練（機能訓練・生活訓練）	機能訓練とは、自立した日常生活や社会生活ができるよう身体機能や生活能力の維持・向上のために一定期間の必要な訓練等を行うサービス。 生活訓練とは、自立した日常生活や社会生活ができるよう生活能力の維持・向上のために一定期間の必要な訓練等を行うサービス。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する65歳未満の人を対象に、一定期間就労に必要な知識や能力向上のための訓練等を行うサービス。
就労継続支援 A型	通常の事業所への雇用が困難な障がいのある人に、雇用契約の締結等による生産活動の機会の提供、就労に必要な知識・能力の向上のための訓練等を行うサービス。
就労継続支援 B型	通常の事業所への雇用が困難な就労経験のある障がい者に対して、生産機会の提供、就労に必要な知識・能力の向上のための訓練等を行うサービス。
就労定着支援	就労移行支援を利用し一般就労へ移行した障がい者が、職場に定着できるよう支援するサービス。就労に伴う環境変化で生じる生活面の課題の解決に対応するため、事業所・家族・関係機関との連絡調整等の支援を一定期間実施します。
療養介護	病院などへの長期入院による医療に加え、常時介護を必要とする人で、①障がい程度区分6で気管切開の伴う人口呼吸器による呼吸管理をしている人、②障がい程度区分5以上の筋ジストロフィー患者やまたは重症心身障害のある人に対して、主に昼間に医療機関等で機能訓練、療養上の管理、看護や日常生活上の援助等を行うサービス。
短期入所（ショートステイ）	介護者の病気や家族の休養等の理由により、障がい者が施設等に短期間入所し、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービス。

【必要な量の見込み（1月当り）】

		第5期（実績）			第6期（見込み）		
サービス種別	単位	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
生活介護	実人員	56	56	57	57	58	59
	人日	1,040	1,040	1,070	1,081	1,092	1,114
自立訓練 （機能訓練）	実人員	0	0	0	1	1	1
	人日	0	0	0	22	22	22
自立訓練 （生活訓練）	実人員	0	1	0	1	1	1
	人日	0	9	0	10	10	10
就労移行支援	実人員	9	6	4	4	5	5
	人日	74	66	63	67	85	85
就労継続支援 A型	実人員	14	17	17	19	21	23
	人日	216	272	301	341	399	455
就労継続支援 B型	実人員	29	28	29	30	31	32
	人日	367	362	347	372	376	380
就労定着支援	実人員	0	1	1	1	1	1
療養介護	実人員	1	2	2	2	2	2
	人日	30	58	61	60	60	60
短期入所 （福祉型）	実人員	12	17	12	10	10	10
	人日	44	33	31	25	25	25
短期入所 （医療型）	実人員	0	0	0	0	0	0
	人日	0	0	0	0	0	0

【算出方法】

それぞれのサービス別の利用実績より一人当りの平均利用時間を求めるとともに、障がい者のサービス利用の推移から今後の利用人数を予測して算出

【確保方策】

日中活動系サービスは、常に介護を必要とする人に、主に日中において通所等により必要な介護や訓練、支援等を提供するものです。就労系サービスの利用ニーズは高く今後も増加していく見通しです。また、一般就労への移行については、就労定着支援を活用してもらうよう関係者と連携していきます。利用者が安心してサービスを受けることができるよう、事業所に指導、監査及び研修等を受ける機会を設け、事業者の運営の適正化に努めます。

③ 居住系サービス

区分	内容
共同生活援助 (グループホーム)	障がいのある人に対して、夜間や休日に共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介助やその他の日常生活上の援助を行うサービス。
施設入所支援	自立訓練や就労移行支援を受けている人や生活介護を受けている障がい支援区分4以上(50歳以上は3)の人等を対象として、主に夜間において、施設に入所する障がい者(児)に対し、入浴、排せつ、食事の介護等の支援を行うサービス。
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的や精神障がい者等について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、1年間定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言を行うサービス。

居住系サービスは、主に夜間において、施設や共同生活を行う住居で障がい者に必要な援助を提供します。共同生活援助(グループホーム)については、平成30年度以降も増加傾向にあります。平成30年度から新たに実施された自立生活援助の利用者数はいません。

グループホームへの移行など地域移行が進められていますが、施設入所者は横ばい傾向が続いています。また、グループホームの増加要因として、障がい者の自立や親亡き後を見据えてグループホームを選択する傾向が増えており、今後もサービスの利用は高くなると考えられます。

【必要な量の見込み(1月当り)】

		第5期(実績)			第6期(見込み)		
サービス種別	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
共同生活援助 (グループホーム)	人	19	23	22	24	26	28
施設入所支援	人	17	17	17	17	17	16
自立生活援助	人	0	0	0	1	1	1

【算出方法】

それぞれのサービス別の利用実績より一人当りの平均利用時間を求めるとともに、障がい者のサービス利用の推移から今後の利用人数を予測して算出

【確保方策】

福祉施設入所者の地域生活への移行にあたっては、高齢化や障がいの重度化等の個別の状況を踏まえ、調整を図ります。また、自宅で自立した生活を希望される障がい者については自立生活援助を利用することで地域への移行をしやすい環境を整えていきます。

共同生活援助においては、孤立の防止、生活への不安の軽減、共同生活援助における身体・精神の状態の安定が期待される施設です。現在、地域生活への移行を推進していく上で不足が指摘されており今後も需要が高まります。幅広い事業所の参入を促進していきます。そのためには、施設の設置に際して誤解や偏見等が生じないように日頃から障がいに対する正しい理解や知識について、地域住民に対しての啓発を図っていきます。

④ 相談支援

区 分	内 容
計画相談支援	町が指定する特定相談支援事業者が介護給付費等の支給決定について、サービス等利用計画案を作成します。町はこの計画案を勘案し支給決定を行います。また支給決定後においては、指定特定相談支援事業者が少なくとも1回はモニタリングを行いサービスが適当か検討します。
地域移行支援	障がい者支援施設や精神科病院に入院している障がいのある人に対し、住居の確保、地域生活の準備や福祉サービスの見学・体験のための外出への同行支援、地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行います。
地域定着支援	居宅で一人暮らしをしている障がい者等に対する夜間も含む緊急時における連絡、相談等の支援を行います。

計画相談支援は、障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、サービス提供事業者等との連絡調整等を行うほか、サービス等利用者計画作成や地域移行支援、地域定着支援等を行うものです。計画相談支援については、利用者数が増加傾向にあり、事業所の増加や相談しながらサービスを利用したいというニーズが要因として考えられます。地域定着支援については、緊急時（24時間）に対応できる事業所がなく、利用者もいなかったことから0件となっています。

【必要な量の見込み（1月当り）】

		第5期（実績）			第6期（見込み）		
サービス種別	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人	90	97	105	113	122	132
地域移行支援	人	0	1	0	1	1	1
地域定着支援	人	0	0	0	1	1	1

【算出方法】

それぞれのサービス別の利用実績より一人当りの平均利用時間を求めるとともに、障がい者のサービス利用の推移から今後の利用人数を予測して算出

【確保方策】

障害福祉サービスを実施している事業者だけでなく、介護保険のケアプラン事業所に対しても積極的に特定相談支援事業の指定を受けるよう促し、相談支援の担い手の確保に努めます。

2) 地域生活支援事業

(1) 必須事業

ア) 理解促進研修・啓発事業

地域住民に対して、障がい者（児）の理解を深めるための研修や啓発（イベントや教室の開催、パンフレット等の配布）を行います。

イ) 自発的活動支援事業

障がい者（児）やその家族、地域住民等が自発的に行う活動（ピアサポート活動等）に対して支援を行います。

※ピアサポート：同じ症状をもち、同じような立場にある仲間が体験を語り合い回復を目指す取り組み

【必要な量の見込み】

		第5期（実績）			第6期（見込み）		
サービス種別	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

(確保方策)

理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業については、西和7町障害者等支援協議会と協力しながら第6期も継続して取り組みます。

ウ) 相談支援事業

相談支援事業は、障がい者等、障がい児の保護者、又は障がい者等の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報提供等の援助を行うものです。現在、地域生活支援事業における委託相談支援事業所を3箇所（萌、おはな、ななつぼし）整備しております。

【必要な量の見込み】

		第5期（実績）			第6期（見込み）		
サービス種別	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がい者・障がい児相談支援事業	実施箇所	3	3	3	3	3	3

基幹相談支援センター機能強化事業	実施の有無	無	無	無	無	無	有
住宅入所等支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	有

(確保方策)

一般相談は年々増加しており、特に精神障がいの方の相談が増えており、その内容も多様化・複雑化しており対応が非常に難しくなっています。また、障がいを持つ子の親が高年齢化しており、親なき後を見据えた対応が必要となっております。他分野と連携をしながら体制を整備していきます。

工) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度は、ノーマライゼーションや自己決定権の尊重等の理念と、本人保護の理念との調和の観点から、精神上的障がい等により判断能力が不十分であるために契約等の法律行為における意思決定が困難な人について、成年後見人・保佐人・補助人がその判断能力を補うことによって、その人の生命、身体、自由、財産等の権利を擁護するものです。国が策定した成年後見制度利用促進基本計画に基づき、市町村では成年後見等の権利擁護に係る地域連携ネットワークづくりや、ネットワーク機能を効果的に発揮するための機能を果たす、中核機関の整備に努めることとされています。

【必要な量の見込み（1月あたり）】

		第5期（実績）			第6期（見込み）		
サービス種別	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用者支援事業	利用者有無	無	無	無	無	有	有
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無	無	有	有

(確保方策)

成年後見等が利用しやすい環境を整備するために、西和7町で検討会を開催し協議しました。協議した結果、体制整備を行うにあたり広報啓発・相談機能を優先整備とし、利用促進や後見支援機能については段階整備とする段階的取組が有効ではないかとの整理をしました。今後も引き続き体制整備に向けて西和7町で検討・協議していきます。

成年後見等の権利擁護支援が必要な方が、早期の段階から相談でき、必要な制度を利用できるよう地域においてネットワークの推進に取り組み、周知していきます。

オ) 意思疎通支援事業

意思疎通支援事業は、聴覚、平衡機能、音声機能又は言語機能の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話通訳者等の派遣等を行い、意思疎通を図る事業です。

【必要な量の見込み】

		第5期（実績）			第6期（見込み）		
サービス種別	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者要約筆記者派遣事業	派遣件数	95	112	116	120	120	120
手話通訳者設置事業	設置数	1	1	1	1	1	1
手話奉仕員養成研修事業	講習修了者数	4	6	—	6	6	6

（令和2年度はコロナ感染症拡大防止のため中止）

各種行政事務の手続きの利便性を高めるために手話通訳者の窓口設置を、計画では令和元年度設置予定でしたが、ろう者の置かれている状況を鑑みて平成30年10月に設置しました。

手話奉仕員養成講座については初級編・基礎編を実施し、手話への興味や聴覚障がい者の立場の理解を促進しています。

【算出の考え方】

手話通訳者、要約筆記者派遣事業については、平成29年度から令和2年度の利用の実績から平均の伸び率を基準に算出しています。

（確保方策）

手話通訳者設置事業については、現在週1回、窓口を設置しており、ろう者から好評を得ております。今後については相談内容や利用状況等を見ながら、必要な際には設置回数等を増やすなどの対応を検討していきます。「河合町手話言語条例」に基づき施策を推進し、手話への理解、聴覚障がい者の立場への理解をさらに進めていきます。

手話奉仕員養成講座については、講座修了後、地域の奉仕員として手話を活用できる機会の場の提供を検討していきます。

カ) 日常生活用具給付事業

日常生活用具給付等事業は、障がい者に対し介護支援用具、自立生活支援用具、在宅療養支援用具等の日常生活用具等を給付するものです。

【必要な量の見込み】

サービス種別	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護訓練支援用具	0	0	0	1	1	1
自立生活支援用具	5	3	1	2	2	2
在宅療養等支援用具	0	3	0	2	2	2
情報・意思疎通支援用具	2	3	2	3	3	3
排泄管理支援用具	442	480	520	560	600	640
居宅生活動作補助用具	1	0	0	1	1	1

【算出の考え方】

各事業の平成29年度から令和2年度の利用の実績から平均の伸び率を基準に算出しています。

（確保方策）

引き続き日常生活用具が必要な方が利用できるよう予算の確保に努めます。

キ) 移動支援事業

移動支援事業は、障がい者等が地域生活をするうえで、外出等をする際に移動が困難であるため、外出のための支援を行うことにより、自立支援と社会参加の促進を目指すものです。

ク) 地域活動支援センター事業

地域活動支援センターⅠ型は、日常の生活支援、創作活動、交流活動等を実施し、様々な相談に応じ、支援や助言を行うものです。地域活動支援センターⅡ型は、センターに通い、入浴、給食、日常動作訓練などを行います。地域活動支援センターⅢ型は、雇用されることが困難な在宅の心身障がい者が、自活に必要な訓練を行うとともに、職業を得て自立した生活を送ることを促すものです。

【必要な量の見込み】

		第5期（実績）			第6期（見込み）		
サービス種別	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業	人	55	49	49	46	50	50
	時間/年	7,737	7,714	7,637	7,755	7,800	7,800
地域活動支援センター	個所	0	0	0	0	0	0
町内	人/年	0	0	0	0	0	0
地域活動支援センター	個所	3	4	4	4	4	4
他市町村	人/年	9	9	9	9	9	9

※令和2年度は見込み

【算出の考え方】

各事業の平成29年度から令和2年度の利用の実績から平均の伸び率を基準に算出しています。

（確保方策）

引き続きサービスを必要とする方が利用できるよう予算の確保に努めます。

(2) 任意事業

ア) 日中一時支援事業

日中一時支援事業とは、在宅で一時的に介護が困難な障がい者に対し、日帰りのショートステイを行うサービスです。

【必要な量の見込み】

		第5期（実績）			第6期（見込み）		
サービス種別	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中一時支援事業	実施個所	2	4	4	4	4	4
	人	2	5	5	5	5	5

(確保方策)

利用者が必要な際にサービスが利用できるよう、サービス提供事業者の体制の充実と情報提供の充実を図ります。

イ) 福祉ホーム事業

現に住居を求めている障がい者に対して居室その他の整備の提供を行い、日常生活に必要な便宜を供与することにより、障がい者の社会生活を営むために必要な支援及び自立した生活の促進を図るサービスです。

【必要な量の見込み】

		第5期（実績）			第6期（見込み）		
サービス種別	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
福祉ホーム事業	利用者数	1	1	1	1	1	1

(確保方策)

利用者が必要な際に利用できるよう、情報提供の充実を図ります。

ウ) 社会参加促進事業

障がい者がノーマライゼーションの理念に基づいて、障がい者の需要に応じた事業を実施することにより、障がい者の自立と社会参加の促進を図る事業です。

【スポーツ・レクリエーション教室開催事業】

障がい者スポーツを普及するため、各種スポーツ、レクリエーション教室や障がい者スポーツ大会を開催します。

【必要な量の見込み】

		第5期（実績）			第6期（見込み）		
サービス種別	単位	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
スポーツ・レクリエーション 教室開催事業	回/年	1	—	—	1	1	1

（令和元年度、2年度はコロナ感染症拡大防止のため中止）

（確保方策）

広報等を利用しながら実施事業の情報提供の充実を図ります。

第2章 第2期障がい児福祉計画

1 第1期障がい児福祉計画の成果目標の達成状況

第1期障がい児福祉計画の達成状況は次の通りです。

【国の第1期指針】

- 障がい児発達支援センターの整備
：令和2年度末までに各市町村または各圏域に1カ所以上設置
- 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築
：令和2年度末までに各市町村において利用できる体制を構築
- 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の整備
：令和2年度末までに各市町村または各圏域に1カ所以上設置
- 放課後等デイサービスの整備
：令和2年度末までに各市町村または各圏域に1カ所以上設置
- 保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関の協議の場の整備
：令和2年度末までに各市町村または各圏域に1カ所以上設置

① 児童発達支援センターの整備

項目	第1期実績	考え方
整備箇所数	0	令和2年度末までに西和7町圏域において1箇所整備

(成果目標の達成状況)

児童発達支援センターの設置については、西和7町障害者等支援協議会でワーキングチームを立ち上げ圏域において設置の検討を行いました。県内の各支援センターの視察を実施し設置に向けた検討・協議を行いました。

② 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

項 目	第1期 利用実績	考 え 方
体制の構築	11人	令和2年度末までに西和7町圏域において利用できる体制を構築

(成果目標の達成状況)

保育所等訪問支援については、西和圏域で実施している事業者が増えつつあり、町内の保護者もサービスをすでに利用しております。令和元年度で11名がサービスを利用しております。

③ 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の整備

項 目	第1期 実績	考 え 方
整備箇所数	0	令和2年度末までに西和7町圏域において1箇所整備

(成果目標の達成状況)

重度心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の整備は、児童発達支援センター設置に向けたワーキングチームの中で協議しました。今後も引き続き設置に向けた協議をしてまいります。

④ 保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関の協議の場の整備

項 目	第1期 実績	考 え 方
整備箇所数	0	令和2年度末までに関係機関が連携できる場を1箇所整備

(成果目標の達成状況)

保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が必要な際には協議できるよう連携体制の構築に努めております。

2 第2 障がい児福祉計画の目標値設定と目標達成に向けた施策の推進

第2期障がい児福祉計画では、第1期の実績を踏まえながら、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応しつつ支援拡大を図るための成果目標を設定し、取組を推進します。

(1) 障がい児支援の提供体制の整備等

(国の第2期指針)

- 令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村または圏域において1カ所以上設置する。
- 令和5年度末までに、各市町村において保育所等訪問支援を利用出来る体制を整備する。
- 令和5年度末までに、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を、各市町村または圏域に1カ所以上設置する
- 令和5年度末までに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置と、医療的ケア児等に関するコーディネーターを設置する。

① 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

(第2期目標)

児童発達支援センターは、通所利用の障がい児だけでなく、地域の障がい児・その家族を対象とした支援や保育所等の施設に通う障がい児に対し施設を訪問して支援するなど、地域支援に対応した地域の中核機関を担う施設です。

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和5年度末までに西和7町で協力し児童発達支援センターを圏域内で1カ所以上の共同設置を目標とします。

また、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、令和5年度末までに、保育所等訪問支援をさらに利用できる体制を構築します。

【第2期目標値】

項目	第2期目標	考え方
整備箇所数	1	令和5年度末までに西和7町圏域において1か所整備

② 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

(第2期目標)

重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように、令和5年度末までに、児童発達支援センターの設置に向けた協議と連動させて協議を進め、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の体制整備に努めます。

【第2期目標値】

項目	第2期目標	考え方
整備箇所数	1	令和5年度末までに西和7町圏域において1か所整備

③ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

(第2期目標)

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和5年度末までに、保健、医療機関、地域の訪問看護ステーション、相談支援事業所、教育機関等と協働し、地域の課題や事例検討を含めて年1回以上の検討会を行うことを目標とします。医療的ケア児等に関するコーディネーターについては西和7町による圏域設置を目標とします。

【第2期目標値】

項目	第2期目標	考え方
整備箇所数	1	令和5年度末までに西和7町圏域において1か所整備

3 障がい児支援サービスの実績と見込み

【サービス内容】

児童発達支援	障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹の機能の障がいのある児童に対する児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	就学している障がい児に対し、授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。
保育所等訪問支援	保育所等の利用中、利用予定の障がい児に対して訪問により保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障がい児などの重度の障がい児等であって、児童発達支援等の障がい児通所支援等を受けるための外出が著しく困難な障がい児を対象に、居宅に訪問して発達支援を行うものです。
障がい児相談支援	障がい児又はその保護者の状況を考慮し、必要な情報提供や助言、サービス提供事業者等との連絡調整等を行い、障がい児支援利用計画を作成し、定期的なモニタリングを行うものです。

【必要な量の見込み（1月あたり）】

		第5期（実績）			第6期（見込み）		
サービス種別	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	実人員	26	24	39	45	50	55
	人日分	155	140	214	250	275	300
医療型児童発達支援	実人員	2	1	1	1	1	1
	人日分	192	11	3	12	12	12

放課後等デイサービス	実人員	26	43	38	46	50	54
	人日分	252	372	354	414	450	486
保育所等訪問支援	実人員	4	10	9	9	10	10
	回/年	11	24	34	30	32	32
居宅訪問型児童発達支援	実人員	0	0	0	0	0	0
	人日分	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	実人員	67	86	116	126	146	166

【算出の考え方】

各種事業については、平成29年度から令和2年度の利用の実績から平均の伸び率を参考に調整して算出しています。

（確保方策）

関係機関との連携を強化し、利用者がサービスを利用しやすい環境の整備を進めていきます。必要なサービスが地域で利用できるよう、受け皿となるサービス提供事業所の参入を働きかけ、サービス提供基盤の確保に努めます。また、町内での対応が困難な場合には、町外のサービス提供事業所と調整を図り、サービス提供に努めます。

モニタリングや更新時に保護者から聞き取り等を通して、障がい児の療育が適正に行われているかの確認に努めます。またサービスの計画を立てる際は、保護者のセルフプランではなく相談支援事業所で計画を立てるよう勧め、計画的にサービスが利用できるよう勧めていきます。

第1章 計画の推進

1 計画の進行管理

河合町障がい福祉計画（第6期）、障がい児福祉計画（第2期）の推進にあたっては、計画に即した施策の展開が円滑に行われるように進行を管理するとともに、各事業の各年度における推進状況を把握し、事業の評価や新たな課題への対応を図っていくことが重要です。なお、計画期間中に社会情勢等の変化や、新たな国・奈良県の施策や事業の変更など、本町の障がい福祉行政に大きな影響を及ぼす動きも予測されるため、計画期間中においても、必要に応じて計画内容の見直しを行い、計画の効果的な推進を図ります。

また、障害者総合支援法においては、障がい福祉計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講じること（PDCAサイクル）とされています。

「PDCAサイクル」とは、さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画（Plan）」「実行（Do）」「評価（Check）」「改善（Act）」のプロセスを順に実施していくものです。

第2章 計画の推進体制の充実

1 権利擁護体制の整備

障がいの特性から意思能力が十分でなく、生活の様々な場面で権利を侵害されやすい知的障がい者、精神障がい者等が、安心して日常生活を営み、自らが生き方を選択・決定することができるような社会的な支援のあり方が問われています。

必要とするサービスを自ら選択し、利用することが制度改革によって可能となり、サービス事業者と個人との契約に基づいてサービスが提供されるようになりました。しかし、自己決定能力に乏しい方（知的障がい者・精神障がい者・認知症高齢者）には、利用制度における自己決定（選択性）、契約の部分を補う必要性があります。

「障害者総合支援法」のもと、成年後見制度利用支援事業が地域生活支援事業の必須事業に位置付けされております。また、障害者虐待の防止・障害者の養護者に対する支援等に関する法律により、障がい者に対する虐待の防止、国等の責務、虐待を受けた障がい者に対する保護及び自立の支援のための措置等が定められています。これらのことから、引き続き障がい者の権利を守るため町を中心とし、町内の障がい者関係団体、西和7町障害者等支援協議会、県の障がい者虐待関係部局等と連携し、相談支援・権利擁護の体制強化を図っていきます。

2 相談体制の確立

相談機能については、障がい者の住宅や就労などの面も含め、町民に身近なところで自立支援に向けた総合的な相談が可能となるよう求められています。現在、福祉の総合窓口として河合町地域包括支援センターが年齢・障がい種別関係なく保健・医療・福祉及び虐待に関する相談窓口や情報提供を行っています。令和2年10月から児童を対象とした河合町子育て世代包括支援センター設置し、それぞれのライフステージにおいて、子育ての不安等について相談できる体制も整えました。また、障がい者のより専門的な相談、福祉サービスの紹介や利用の調整等については、相談支援事業所に対応しています。今後も、地域包括支援センター、3つの相談支援事業所、新たに設置した子育て世代包括支援センターとの連携を図り、より身近な地域で相談支援を一生涯通じて受けられるような支援体制を整備していきます。

また、相談支援を適切に実施していくために、相談支援事業者、福祉サービス事業者、保健・医療、学校、企業、障害者団体などで構成する地域自立支援協議会を設置し、相談支援事業の運営評価、困難事例の対応方法の検討を行うなど、相談支援事業を充実していきます。

相談支援ネットワークを構築するにあたっては、相談支援専門員を配置し、相談支援機能を強化することが重要です。相談支援専門員は障がい特性や、障がいのある方の生活実態に関する詳細な知識と経験が必要であることから、実務経験と相談支援従事者研修の受講が必要となっています。そのため、県との連携のもと、相談支援専門員の確保・育成に努めます。

さらに、重層的な相談体制をつくるためには、地域における身近な相談者の活動も必要です。そのため、家庭をはじめ地域全体で障がいのある人を見守っていけるよう、民生委員等が日常的に相談に応じ、助言を行える体制づくりの充実を図ります。

3 西和7町障害者等支援協議会との連携

西和7町では、7町の行政機関及び地域の障害者団体、障がい者施設、障害福祉サービス事業所が協働し、西和7町障害者等支援協議会を組織しています。

障がいのある人にかかわる制度や取り組みを豊かにするためには、地域における課題を洗い出し、多方面からの検討を重ね、その課題の解決を進める場が必要です。

本町では、西和7町障害者等支援協議会での話し合いを尊重し、地域に住む障がい者等にとって必要とする支援が行き届く仕組みづくりや権利を守る体制づくりを目指しています。

協議会の構成は、協議会全般の運営を行う『運営委員会』、全体での連絡・報告を行う『定例会』のほか、山積される地域課題の中でも重点的に課題解決に向けた取り組みを行うための審議の場として、『専門部会』を構成し、個別の課題についての意見を深める体制を強化しております。さらに専門性に特化し取り組むべき課題に関しては必要に応じてワーキングチームを立ち上げ、審議を行っています。

本町は今後も、西和7町障害者等支援協議会と連携を図りながら、障がいのある人もない人も誰もが暮らしやすいまちづくりを推進していきます。

4 認定審査会の設置

障がい者が必要な福祉サービスを速やかに利用できるようにするためには、障害程度区分認定審査会の適正かつ迅速な運営が求められます。本町における審査会は、介護保険の認定審査会と同様に、西和7町合同で設置し、各町と協調しながら公正かつ効率的な運営をめざします。

また、調査基準の統一と調査員及び委員のさらなる資質の向上を図るため、各障がいの専門分野に精通した委員を置くとともに、調査員及び委員に事例研究や県主催の研修会への積極的な参加を促進します。

5 計画の推進体制

本計画の内容は福祉、保健、医療、教育、雇用、生活環境等、障がい者施策全般にわたっており、その着実な推進に向けては国・県等の機関の協力と地域住民の協力を欠かすことはできません。そのため、それぞれの分野が連携を取れるようネットワークを形成し、障がい者が個人として尊重され、相応しい日常生活または社会生活を営めるよう支援体制の確保を図り、計画を推進します。

河合町障害福祉計画等策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条の3及び、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第88条の2の規定に基づき、河合町障害者基本計画及び障害福祉計画を策定するため、河合町障害福祉計画等策定委員会（以下「委員会」という）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 河合町障害者基本計画の見直しに関すること
- (2) 河合町障害福祉計画の策定に関すること

(組織)

第3条 委員会は別表に掲げる者をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 町議会議員
- (4) 関係行政機関の職員

(任期)

第4条 委員の任期は、町長が委嘱した日から河合町障害者基本計画及び障害福祉計画策定日までとする。

2 委員に欠員が生じた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は委員の中から互選し、副委員長は委員長が指名する。

3 委員長は委員会を代表し、会務を統括する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故ある時はその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が召集する。

- 2 会議は委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議長は委員長があたる。
- 4 会議の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 5 委員会は必要と認めるときは委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聞き、場合によっては、資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は福祉部社会福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成18年11月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(召集の特例)

最初に招集される委員会は、第6条の規定にかかわらず町長が招集する。

河合町障害福祉計画等策定委員会名簿

区 分	氏 名	役 職 名
町議会代表	梅野 美智代	厚生常任委員会委員長
関係機関 ○	永岡 元	河合町民生児童委員協議会会長
	林 洋美	河合町手をつなぐ育成会会長
	西村 公男	河合町身体障害者協会会長
	齋藤 富士夫	西和家族会代表
	東野 元信	河合町校園長会長
◎	渡邊 八重子	河合町社会福祉協議会会長
	山田 全啓	中和保健所所長
	藤山 清志	中和福祉事務所長
	田中 宏幸	河合町福祉作業所所長
	永石 淳哉	生活相談支援センターぽると・ベル所長
行政機関	田中 敏彦	副町長
事務局	浮島 龍幸	福祉部長
	中野 雅史	福祉部次長
	浦 達三	福祉部社会福祉課長

◎:委員長

○:副委員長

第 6 期河合町障がい福祉計画
第 2 期河合町障がい児福祉計画

【編集・発行】 河合町役場 社会福祉課

〒 636-8501

奈良県北葛城郡河合町池部 1 丁目 1 番 1 号

電 話 0745-57-0200 (代)

ファックス 0745-58-2010